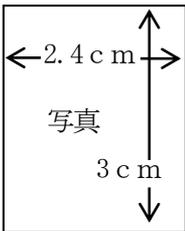


登録移転申請書



宅地建物取引業法第19条の2の規定により、登録の移転を申請します。

年 月 日

大阪府知事 殿

郵便番号 ()

申請者 住 所

氏 名

移転前の都道府県知事
の受付番号

*					
---	--	--	--	--	--

移転前の都道府県知事
の受付年月日

*							
---	--	--	--	--	--	--	--

移転前の登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

移転後の都
道府県知事

--	--

移転後の都道府県知事
の受付番号

*					
---	--	--	--	--	--

移転後の都道府県知事
の受付年月日

*							
---	--	--	--	--	--	--	--

移転後の登録番号

*									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

項番 ◎申請者に関する事項

11	フリガナ																		
	氏 名																		
	生年月日					年			月			日	性別		1. 男 2. 女				
	郵便番号																		
	住所市区町村コード				都道府県			市郡区			区町村								
	住 所																		
	電話番号																		
	本籍市区町村コード				都道府県			市郡区			区町村								
	本 籍																		

確認欄

*

◎移転に関する事項

12	移転前の都道府県知事		移転の理由														
----	------------	--	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

◎移転後において業務に従事し、又は従事しようとする宅地建物取引業者に関する事項

商号又は名称																		
免許証番号		()																

確認欄

*

証 紙 欄
(消印してはならない)

大阪府におきましては、平成30年(2018年)10月1日に大阪府証紙は廃止になり、現金による納付となります。ただし、購入済みの証紙につきましては、平成31年(2019年)3月31日までは使用可能です。

【現金による具体的な納付方法】

Posシステムにより手数料を納付いただけるほか、コンビニエンスストアでも納付いただけます。

■Posシステムにより、手数料を納付いただけます。

○納付窓口の設置日：平成30年(2018年)10月1日(月)

○納付窓口の設置場所及び取扱時間

- ・ 府庁本館：1階りそな銀行大手支店内(9時～17時：銀行営業時間と同じ)
- ・ 府庁別館：1階玄関ホール内(9時15分～12時、13時～17時30分)
- ・ 咲洲庁舎：1階フェスパ内(9時15分～17時30分)

○「大阪府手数料(Pos)」納付用連絡票 PDFファイルをダウンロードして添付してください。

PDFファイル <http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34201/00300046/pos-tourokuiten.pdf>

■コンビニエンスストアにて手数料を納付いただけます。

(120円+税の手数料が別途必要です)

詳細は、こちらのウェブページをご覧ください。

(<https://www.payment.pref.osaka.lg.jp/cvsps-shinsei/RS10101/02201>)